

はじめに

国際化が進む中、諸外国では、日本国内にはない公衆衛生上問題となる感染症が発生しています。近年では、平成26年の西アフリカにおける、エボラ出血熱の大流行や、平成27年韓国において、中東呼吸器症候群（MER S）、平成28年には南米を中心にジカウイルス感染症の流行が拡大するなど、日本国内で発生する可能性も否定できない状況となっています。

今後、2020年に「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されるなど、京都市には、多くの外国人観光客が訪れることが予想されています。

特に、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）や中東諸国におけるMER Sは、依然として多発しており、国内に持ち込まれる可能性が高いことが想定されるなど、感染症を取り巻く状況は予断を許さないと言えます。

京都市においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法、平成11年4月1日施行）に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」を策定し、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関の協力の下、京都市保健所と京都市感染症情報センターが中核になって感染症情報を収集・公表しています。

平成28年の京都市における感染症発生動向調査では、侵襲性肺炎球菌感染症や梅毒の増加傾向が続き、いずれも近年中最多となりました。更に流行性耳下腺炎が大きく流行した他、流行時期が早まる傾向にあるRSウイルス感染症が近年同様9月から流行し始めました。

また、インフルエンザは1月（第2週）に流行期入りし、2月（第7週）にピークを形成するという遅い流行でしたが、11月（第48週）には早くも次のシーズンの流行期に入り、流行の拡大が危惧されています。

このたび、京都市では、「平成28年京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」を作成いたしました。今後の感染症予防対策、公衆衛生行政に御活用いただければ幸甚に存じます。

なお、本報告書の作成にあたり御協力いただきました京都府医師会、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関及び京都市感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともなお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年1月

京都市保健福祉局